

あらゆる人々が心豊かな 人生を送れるまちへ



本年4月、本市のまちづくりの羅針盤となる「第10次総合計画(令和3~14年度)」がスタートします。将来都市像として「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」を掲げ、その実現に向けたまちづくりのビジョンの一つを「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」と定めました。まちづくりビジョンを達成するため、誰もが自由に学び、自己実現ができるよう、生涯学習を推進していまいります。

本市ではこれまでも、「第2次厚木市生涯学習推進計画第2期基本計画」に基づき、 様々な生涯学習活動の充実や環境整備を図ってきました。

この度、計画の期間満了を迎えるにあたり、社会情勢の変化や従前の成果と課題を踏まえ、「第3次厚木市生涯学習推進計画第1期基本計画」を策定いたしました。前計画に引き続き、「だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長する元気なまち」を基本理念として掲げております。

市民の皆様が生涯学習を通じて学んだことをいかし、地域社会に積極的に関わりながら共に成長していくことは、本市が進める市民協働の原動力となります。一方で、自己の人格を磨き、一人一人が心豊かな人生を送るためにも生涯学習は欠かすことができないものです。少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、新型コロナウイルス感染症の拡大など、生涯学習を取り巻く状況は厳しい局面を迎えていますが、屈することなく、子どもから高齢者まですべての人が、いつでも・どこでも・誰でも気軽に学習できる環境整備に力を注いでまいります。

今後も、多様化する学習ニーズを的確に把握し、学びへのきっかけづくりや、学び直 しができ、学び続けられる魅力ある生涯学習活動を推進してまいりますので、皆様の御 協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提案をいただきました多くの市民の皆様、慎重に御審議をいただきました厚木市生涯学習推進会議委員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

外标 小林岩良

目 次

第1	章 計画策定の趣旨	
1	策定の趣旨	1
2	策定の経緯	2
3	計画の位置付け	2
4	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	計画の進め方	3
6	市民参加と策定体制	4
7	生涯学習の定義	5
第2	章 策定の背景	
1	厚木市の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	人口の動向	7
3	市民満足度調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	市民意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	生涯学習推進計画に係る意向調査	10
6	生涯学習関連施策調査	12
7	本市の生涯学習事業の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
8	生涯学習に関する施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
9	国、県の動向	22
10	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
11	重点課題	26
第3	章 計画の考え方	
1	基本理念	28
2	基本方針·····	28
3	第3次推進計画第1期基本計画体系図	30
4	基本施策·····	32
第4	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
1	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2	進行管理	41
資料	l編	
1	第3次厚木市生涯学習推進計画の策定について(諮問)	43
2	第3次厚木市生涯学習推進計画の策定について(答申)	44
3	厚木市生涯学習推進会議規則	47
4	厚木市生涯学習推進会議名簿	49

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の趣旨

人生100年時代に向けて、子どもから高齢者まで全ての人に活躍の機会が生まれ、それぞれの余暇時間を充実させるために、いつまでも継続して学び続ける生涯学習を充実させることが求められています。また、国際連合の持続可能な開発目標であるSDGs¹には、「質の高い教育をみんなに」という目標が掲げられ、全ての人が生涯学習を行える環境を構築することが求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会生活は大きく変わり、生涯学習の分野においては対面講座が実施できないことや、人数が制限されるなどの影響があり、学習方法の転換期を迎えました。

この様な急速に変化する社会情勢に対応するため、あらゆる人々が自己の人格を磨き、心豊かな人生を送ることができるよう、様々な機会において、自由に学習機会を選択して行う生涯学習活動を充実することが求められています。

本市では、市民が学習活動を自主的、自発的に行えるよう、学習機会や学習基盤の充実と多様化、また、市民の相互交流を支援し活力ある地域社会づくりと人づくりを目指すため、平成27年3月に策定した第2次厚木市生涯学習推進計画第2期基本計画(以下「第2次推進計画第2期基本計画」といいます。)に基づき、様々な生涯学習活動の充実や環境整備を図ってきました。生涯学習を推進した結果、学習講座は、785講座、参加者数75,821人(平成21年度)から、1,061講座、参加者数86,495人(令和元年度)へと拡大しました。その中でも、市内に立地している五つの大学と連携、協働して開講するあつぎ協働大学、市民が講師となる輝き厚木塾は、開講を重ねる中で、参加者数も増加を続け本市の特徴的な事業となっています。

社会情勢の変化に応じた生涯学習施策を展開するため、これまでの取組状況の検証や市民アンケート、審議会からの答申などから、生涯学習における現状と課題を把握し、取り組むべき方向性を導き出しました。第2次推進計画第2期基本計画が令和2年度で計画期間が満了することから、社会情勢を見据えて、子どもから高齢者までのあらゆる世代がいつまでも継続して気軽に生涯学習に取り組め、学んだ成果をいかせる環境づくりを目指し、第3次厚木市生涯学習推進計画第1期基本計画(以下「第3次推進計画第1期基本計画」といいます。)を策定しました。

¹ 持続可能な開発目標(SDGs (Sustainable Development Goals))とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が定められています。

2 策定の経緯

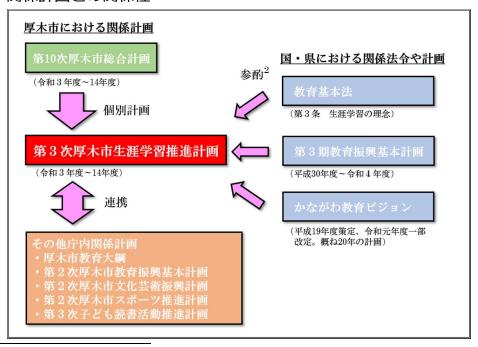
本市でも、急速な高齢化により到来することが予想される人生100年時代を始めとする社会情勢の変化を背景に、課題が多様化、複雑化してきています。このような状況を踏まえ、公募による市民、学識経験者、関係団体の代表等により構成する厚木市生涯学習推進会議の委員の皆様から様々な意見や提案をいただきながら、第2次推進計画の進行管理を行ってきました。また、計画期間の満了に伴い、平成27年度から令和2年度までの6年間を計画期間とする第2次推進計画第2期基本計画の総括や、市民満足度調査、市民意識調査及び厚木市生涯学習推進計画に係る意向調査の結果を基礎資料として、第3次推進計画第1期基本計画策定の検討を進めてきました。

3 計画の位置付け

第3次推進計画第1期基本計画は、第10次厚木市総合計画に掲げた施策を補完、具体化するための特定の行政課題に対応した個別計画に位置付けられています。個別計画は、総合計画の内容との整合性を確保しつつ、総合計画と個別計画を併せて推進することにより、施策の着実な展開を図るものです。

また、教育基本法や、国が策定している第3期教育振興基本計画、県が策定しているかながわ教育ビジョンなどの関係法令及び計画の基本的な考え方を参酌²して、第3次推進計画第1期基本計画を策定しました。さらに、厚木市教育大綱や厚木市教育振興基本計画などの庁内関係計画とも連携を図り、それぞれの計画が定める目標の実現に向け、庁内横断的な取組を推進します。

■ 関係計画との関係性



² 他と比べ合わせて参考にすること。

4 計画期間

第3次推進計画第1期基本計画の期間は6年間とし、基本方針、基本施策で 構成します。

R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 基本理念 第1期基本計画 第2期基本計画 基本方針 基本方針 基本施策 基本施策 前期実施計画 後期実施計画 前期実施計画 後期実施計画

【図表1】第3次推進計画第1期基本計画の期間

5 計画の進め方

第10次厚木市総合計画との整合性を図るため、基本理念の実現を目指し、計画の柱となる基本方針に定めた基本施策に基づき、具体的な事業を実施計画に位置付けます。

実施計画事業には、事業の進捗状況を把握するための目標指標を設定し、進 捗管理として、年度ごとに各事業の実施結果や達成状況について、厚木市生涯 学習推進会議が点検を行い、結果を公表します。また、後期実施計画を策定す る際は、社会情勢の変化を含め、改めて見直しを図る等、柔軟な対応を行うこ とにより、計画の実効性を確保します。【図表1】

6 市民参加と策定体制

第3次推進計画第1期基本計画の策定に当たっては、将来を見据えた生涯 学習の推進について、市民協働による検討を行うため、公募による市民、学識 経験者等から構成される厚木市生涯学習推進会議に諮問しました。さらに、検 討の段階に応じ様々な市民参加手続の手法を用いることで、多様なニーズを的 確に反映した計画づくりを行いました。

(1) 市民参加手続

ア 厚木市生涯学習推進会議(審議会)

公募による市民、学識経験者、関係団体の代表等により構成する厚木市 生涯学習推進会議に諮問しました。

イ 生涯学習推進計画に係る意向調査

生涯学習の推進に関する市民ニーズや課題等を把握するため、アンケート調査を実施し、基礎資料としました。

ウ パブリックコメント

第3次推進計画第1期基本計画に対する意見の聴取を行いました。また、 パブリックコメント期間中に、厚木市の文化芸術・生涯学習の「いま」と 「これから」を語る次世代との交流会を開催し、計画の概要説明を行いま した。

(2) 策定体制

ア 厚木市生涯学習推進会議(審議会)

厚木市生涯学習推進会議において、第3次推進計画第1期基本計画の策 定について、審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

イ 庁内検討委員会

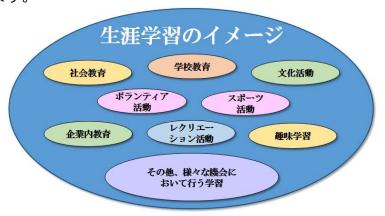
関係する課等長により構成する庁内検討委員会を開催し、第3次推進計 画第1期基本計画や実施計画の策定に必要な事項の検討等を行いました。



厚木市生涯学習推進会議の様子

7 生涯学習の定義

本市では、生涯学習の定義を教育基本法の生涯学習の理念から参酌³し、「人々が自己の人格を磨き、心豊かな人生を送ることができるよう、生涯の様々な機会において、自由に学習機会を選択して行う活動」としました。具体的には、社会教育、学校教育、文化活動、ボランティア活動、スポーツ活動、企業内教育、レクリエーション活動、趣味学習などの様々な機会で行う学習の総称とします。



■ 生涯学習社会について

生涯学習社会とは、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会のことを言います(平成4年生涯学習審議会(文部科学大臣の諮問機関)の答申)。

国では、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた第3期教育振興基本計画を平成30年6月に策定しました。本市では、第3次推進計画第1期基本計画の策定に当たり、生涯学習社会の考え方を参酌3します。

〇三つの方向性

【自立】 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体 的に切り開いていくことのできる生涯学習社会。

【協働】 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みをいかして、共に 支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会。

【創造】 自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会。

^{3 2}ページ脚注参照

第2章 策定の背景

1 厚木市の特性

本市は、神奈川県の中央に位置しており、扇型に近い地形で、西部には霊峰 阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ連なっています。東部には、相模川の清 流が南北に貫通し、これに併流する中津川、小鮎川、そして、これら河川の流 域に平野が開けています。こうした豊かな自然環境に恵まれ、都市近接の温泉 地としての七沢、飯山温泉郷等、首都圏にありながら多くの自然の魅力を備え た都市です。

また、本市は東京から約46km、横浜から約32kmの距離に位置し、東名高速道路厚木インターチェンジ、新東名高速道路厚木南インターチェンジ、圏央道(首都圏中央連絡自動車道)圏央厚木インターチェンジ、厚木パーキングエリアスマートインターチェンジがあり、国道246号や129号などが交わる交通の要衝としての地理的条件から、首都圏における流通、業務機能を担う拠点都市として発展を続けています。市内には研究開発型の企業やサービス産業等の集積が進み、人的資源、情報通信技術、高度研究機能を有することから、大学や企業等との連携による専門性の高い事業の取組や学習機会の提供など、多様な生涯学習活動を実現させる可能性を有しています。

平成26年4月には、市民の生涯学習及び文化芸術活動の拠点施設として、アミューあつぎ内に「あつぎ市民交流プラザ」をオープンしました。サークル活動や作品の展示等、幅広い世代の交流の場所として、連日多くの方に利用されており、令和3年2月には利用者が217万人に達しました。



厚木市街



アミューあつぎ

2 人口の動向

本市の人口は、平成22(2010)年以降、22万4千人付近を増減している状況です。年齢区分別の人口では、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少を続けている一方で、老年人口(65歳以上)は増加しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠の推計に基づき、本市が独自に行った推計では、本市の人口は令和12(2030)年には約22万2千人、令和17年(2035)年には約21万8千人程度にまで減少することが見込まれています。年齢区分別の人口では、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少し続け、老年人口(65歳以上)は増加し続けています。

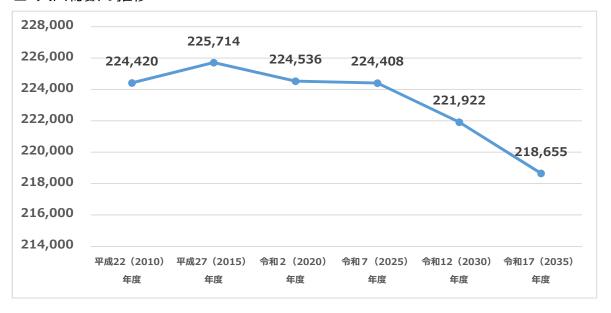
年齢区分別の割合については、令和2(2020)年に25.5%であった老年人口割合が令和17(2035)年の推計では29.4%となっており、高齢者の市民が更に増えることになります。

■ 人口の推移と推計

西暦	和暦	人口総数 (年齢不詳含む)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢不詳	年少人口 割合	生産年齢人口 割合	老年人口 割合
2010年	平成22年	224,420	30,734	152,804	40,201	681	13.7%	68.1%	17.9%
2015年	平成27年	225,714	28,919	144,236	51,432	1,127	12.8%	63.9%	22.8%
2020年	令和2年	224,536	26,617	139,539	57,253	1,127	11.9%	62.1%	25.5%
西暦	和暦	推計人口総数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 割合	生産年齢人口 割合	老年人口 割合	
2025年	令和7年	224,408	25,041	139,639	59,728	11.2%	62.2%	26.6%	
2030年	令和12年	221,922	24,341	136,279	61,302	11.0%	61.4%	27.6%	
2035年	令和17年	218,655	24,733	129,547	64,375	11.3%	59.2%	29.4%	

- ※ 平成22 (2010) 年、平成27 (2015) 年は、総務省「国勢調査」の値を用いています。
- ※ 令和2 (2020) 年は、神奈川県「年齢別人口統計調査」を用いています。
- ※ 推計人口総数は、令和2年9月時点における厚木市独自の推計を用いています。
- ※ 人口割合は、小数点第2位を切り捨てているので、合計が100%にならない年次があります。

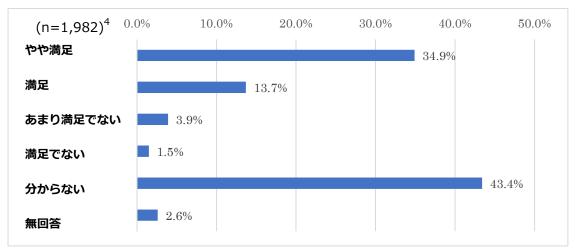
■ 人口総数の推移



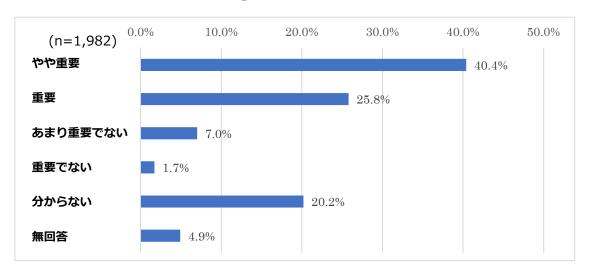
3 市民満足度調査

令和2年度に実施した厚木市民満足度調査は、市内在住の18歳以上の男女 4,000人(うち530人は継続調査対象者)を対象にして調査を行い、「生涯学習 活動の推進」における設問の満足度と重要度から、次の結果が得られました。

【図表2】「生涯学習活動の推進」の満足度



【図表3】「生涯学習活動の推進」の重要度



満足度については、「満足」と「やや満足」を合わせると、48.6%の割合となっています。重要度については、「重要」と「やや重要」を合わせると、66.2%という結果になりました。

⁴ 図中の「n」 (Number of Cases の略) は、各設問の回答者数を示します。

4 市民意識調査

令和元年度に実施した厚木市民意識調査は、市内在住の18歳以上の男女 6,000人を無作為に抽出して調査を行い、「生涯学習活動に参加する上で支障 になること」の設問から、次の結果が得られました。

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% (n=1,467)参加する時間がない 33.9% 参加したい講座等がない 15.9% 学習機会に関する情報がない 14.7% 特に支障はない 13.7% 学習しても成果をいかす場がない 5.9% 5.7% その他 5.5% 一緒に学ぶ仲間がいない 4.8% 無回答

【図表4】「生涯学習活動に参加する上で支障になること」

「参加する時間がない」が33.9%と最も多く、次いで「参加したい講座等がない」15.9%、「学習機会に関する情報がない」14.7%という結果になりました。

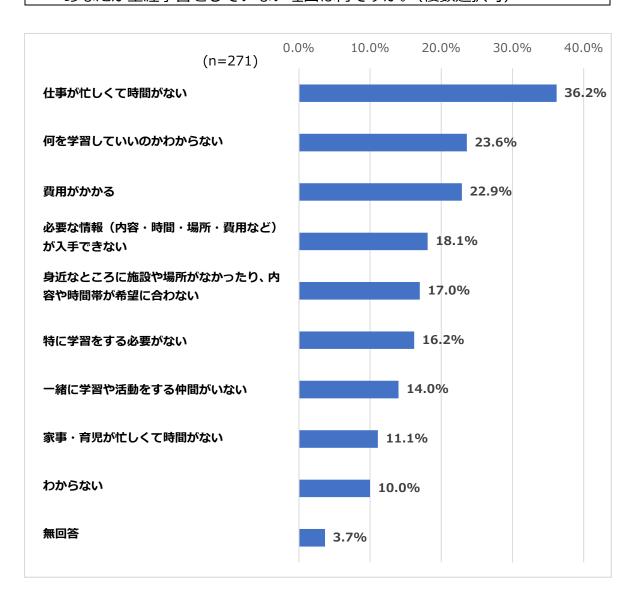


5 生涯学習推進計画に係る意向調査

意向調査は、市内在住の18歳以上の男女3,000人を無作為に抽出して調査を行いました。市民の生涯学習に関する意識の変化や実態を把握し、令和3年度を始期とする第3次推進計画第1期基本計画を策定するための基礎資料として、今後の施策展開に向けた課題を抽出することを目的に実施しました。

【図表5】生涯学習をしていない理由

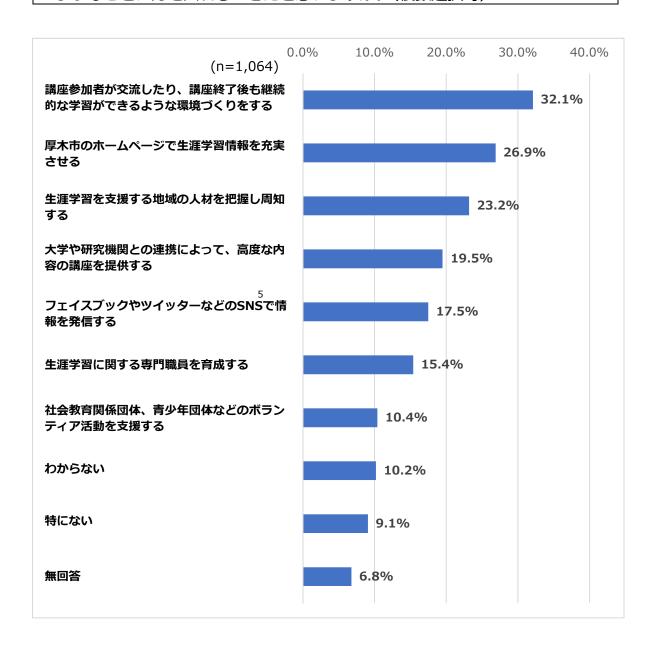
Q 「この1年間、生涯学習活動をしたことがない」と答えた方にお聞きします。 あなたが生涯学習をしていない理由は何ですか。(複数選択可)



「仕事が忙しくて時間がない」が36.2%と最も多く、次いで、「何を学習していいのかわからない」23.6%、「費用がかかる」22.9%、「必要な情報(内容・時間・場所・費用など)が入手できない」18.1%という結果になりました。

【図表6】生涯学習活動を盛んにするために力を入れるべきこと

Q あなたは、人々の生涯学習活動をより盛んにしていくために、厚木市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(複数選択可)



「講座参加者が交流したり、講座終了後も継続的な学習ができるような環境づくりをする」が32.1%と最も多く、次いで、「厚木市のホームページで生涯学習情報を充実させる」26.9%、「生涯学習を支援する地域の人材を把握し周知する」23.2%という結果になりました。

⁵ Social Networking Service の略。人と人との社会的なつながりを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスです。

6 生涯学習関連施策調査

令和元年度に本市や関係団体が主催した講座やイベントを集計し、ジャンル 別に分類しました。

「教養・語学・文学」が199件と最も多く、次いで「文化・芸術・趣味」が193件、「スポーツ・レクリエーション」が185件となりました。一方、最も少ないのは、「コンクール(競技会)」、「シンポジウム(テーマについての討論会)」の2ジャンルがそれぞれ1件でした。

【図表7】講座・イベントのジャンル別の分類

	【凶衣 / 】 神座・イベントのシャンル別のガ類						
	教養・語学・文学						
	文化・芸術・趣味						
	スポーツ・レクリエーション						
	保健・医療・福祉						
	教育・子育て						
====	生活・くらし						
講座	経済、職業、情報・通信						
	地域・まちづくり・環境・安全						
	その他講座						
	人権・男女共同参画						
	国際交流・平和運動						
	ボランティア・地域活動						
	地域行事						
	スポーツ						
	その他イベント						
	展示会						
4 - 10 - 1	講演会						
イベント	フェスティバル(祝祭・催物・大会)						
	鑑賞会(映画・演劇・芸能)						
	コンサート(音楽会・演奏会)						
	コンクール(競技会)						
	シンポジウム(テーマについての討論会)						

【図表8】生涯学習に関する講座・イベント一覧

(単位:件)

						(単位:件)
		対象				
	講 <u>座</u> 数		青 少 年	成人	高齢者	年 齢 不 問
文化・芸術・趣味	193	4	36	45	44	129
教養・語学・文学	199	5	35	39	40	151
教育・子育て	124	89	28	99	17	14
スポーツ・レクリエーション	185	19	75	77	67	47
生活・くらし	96	1	25	36	26	54
保健・医療・福祉	132	31	9	74	51	14
経済、職業、情報・通信	69		57	62	58	1
地域行事	46			25	26	20
スポーツ	41		17	26	26	10
地域・まちづくり・環境・安全	45		37	37	35	3
その他イベント	32	3	12	6	4	20
フェスティバル (祝祭・催物・大会)	8					8
その他講座	13		7		1	5
展示会	9					9
鑑賞会 (映画・演劇・芸能)	7					7
講演会	9					9
人権・男女共同参画	5			1	1	4
コンサート (音楽会・演奏会)	2					2
コンクール (競技会)	1					1
シンポジウム (テーマについての討論会)	1					1
合計	1,217	152	338	527	396	509

[※] 対象は複数選択可能としているため、講座数と必ずしも一致しません。

7 本市の生涯学習事業の特徴

本市の生涯学習事業は、大学や企業と連携し、それぞれの特色や専門性が 高い講座を提供するあつぎ協働大学、市民が趣味や仕事等で培った知識や技能 を教える市民講師となる輝き厚木塾が特徴的な事業として挙げられます。

こうした事業が実現できている背景には、市内に五つの大学や数多くの研究、 開発系の企業が立地していること、また、本市が積極的に推進している市民協 働の取組の中で、市民講師との連携、協働が長年にわたり確立してきたことが 挙げられます。

■ 市内の五つの大学



神奈川工科大学



東京工芸大学



湘北短期大学



松蔭大学



東京農業大学

■ あつぎ協働大学の概要

大学や企業と連携し、それぞれの特色や専門性が高い講座を提供するあつぎ協働大学を開講しています。

本事業は、多様化、高度化する市民の学習ニーズに応えるため、五つの大学の特色をいかした教養科目、市内の企業と連携し企業活動等を紹介する企業科目、市の取組やトピックス等についての情報を提供する協働科目で構成しています。加えて、受講修了者を対象に講座で得た知識や学習活動の成果を有効活用し、自主的な活動につなげること、受講者相互の交流促進や活動を始めるため、実践的な知識、情報を習得する実践科目⁶も開講しています。なお、企業科目については、多様化、高度化する市民の学習ニーズに応えるため、市民の身近にある企業の活動や地域貢献等の取組を紹介し、学習につなげていただくことを目的に平成27年度から開設しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受講者数	143人	152人	142人	157人	164人
延べ受講者数	2,185人	2,242人	2,428人	2,619人	2,679人



あつぎ協働大学の様子

⁶ あつぎ協働大学の教養科目を受講した人を対象に、一年間学んできたことをどういかしていくのか、毎年テーマを決め、大学教授等を招き実施しています。

■ 輝き厚木塾の概要

市民が趣味や仕事などを通じて学んだことを同じ市民に教える輝き厚木塾は、市民講師が自主企画、自主運営する学習スタイルの講座です。

本事業は、市民目線の多くの講座を提供することができるだけでなく、講師として人に教えたい、人の役に立ちたいという教える側の学習ニーズにも応えることができる事業です。また、平成18年度の事業開始以来、市民講師により結成されるあつぎ生涯学習リーダー会と市との協働事業として続けており、講師の中には、輝き厚木塾で講座の運営方法等を学び、リーダー会を卒業後、自立してサークル活動に励んでいる方もいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
講座数	158講座	175講座	177講座	192講座	181講座
受講者数	1,868人	2,080人	1,927人	1,973人	1,832人
講師数	85人	82人	73人	69人	77人





輝き厚木塾講座の様子

8 生涯学習に関する施設

本市の生涯学習活動や文化芸術活動の拠点施設と位置付けている、あつぎ市 民交流プラザ(アミューあつぎ内)は、サークル活動や様々な作品展示等を行 うことができ、幅広い世代の方々の活動、交流の場所となっています。他にも、 様々な学びや研修等を行うことができる南毛利学習支援センターや、宿泊、野 外活動、レクリエーション活動の生涯学習が行うことができる七沢自然ふれあ いセンター等の施設があります。

社会教育施設では、市内15地区に置かれている公民館、中央図書館、あつぎ郷土博物館等があります。また、スポーツ施設では、荻野運動公園競技場、東町スポーツセンター、及川球技場等を整備しています。

さらに、市立小・中学校の体育館や校庭も開放しており、地域住民等の自主 的な活動が活発に行われています。



生涯学習活動等の拠点施設 あつぎ市民交流プラザ(アミューあつぎ内)



七沢自然ふれあいセンターでの活動の様子

■ 主な生涯学習関連施設一覧

施設名	所在地	利用目的・設備等
あつぎ市民交流プラザ	中町 2 -12-15 (アミューあつぎ内)	市民の生涯学習、文化芸術に 関する拠点として、サークル 活動や作品展示等を行うこと ができ、幅広い世代の交流の 場所です。
南毛利学習支援センター	長谷1094-1	学習指導者に学習や研修の場所を提供する等、市民の学びを支援する生涯学習推進のための施設です。
七沢自然ふれあいセンター	七沢2440	豊かな自然に囲まれた環境の中で、市立小・中学校の児童・生徒や市民が生涯学習活動を行うための宿泊施設です。球技、研修、音楽活動等にも利用できます。
中央図書館	中町1-1-3	市民の学びや楽しみに役立つ情報拠点として図書等を収集、保存し、提供する施設です。
神奈川工科大学厚木市子ども 科学館	中町 1 - 1 - 3 (厚木シティプラザ 7階)	未来を拓く子どもたちの夢と 科学への興味を養うことを目 的とした施設です。展示ホー ルやプラネタリウム等があ り、科学や天文に関する実験 教室等を実施しています。
あつぎ郷土博物館	下川入1366-4	市民に歴史、文化、自然を深く学び、興味や関心をもってもらうため、常設展示のほか、講座、特別展示、見学会等のイベントを開催しています。
あつぎロードギャラリー	中町2丁目地内 (地下道)	市民の生涯学習や文化芸術作品の鑑賞や発表の場所です。

施設名	所在地	利用目的・設備等
文化会館	恩名1-9-20	コンサートや講演等を行うことができる文化活動の拠点施設です。大・小ホール、練習場、展示場、会議室等を備えています。
情報プラザ	岡田3050	情報通信技術の利用方法を学ぶことができる地域情報化の中核施設です。パソコンを利用した学習を行うことができます。
ぼうさいの丘公園	温水783-1	野草の回廊、野鳥の池、多目的 広場等の野外施設のほか、研 修室等も備えています。市の 広域避難所に指定された防災 公園です。
荻野運動公園	中荻野1500	体育館、競技場、テニスコート 及びプールのスポーツ施設と 野草園、花原、多目的広場等を 備えており、市民のスポーツ、 レクリエーションの拠点で す。
若宮公園	森の里1-38-39	大きな自由広場、野外ステージ、テニスコート等を備えた 公園です。
東町スポーツセンター	東町2-1	体育室、武道場、弓道場、トレーニング室、会議室を備えた屋内総合スポーツセンターです。
猿ケ島スポーツセンター	猿ケ島195-129	体育室、多目的室を備えた屋 内施設です。
スポーツ広場、青少年広場 (旭町スポーツ広場、飯山グ ラウンド、中三田スポーツ広 場、厚木青少年広場など。)	(市内各所)	多目的な広場等として、スポーツ、レクリエーション活動など幅広く利用される屋外施設です。

■ 地域における生涯学習に関する施設

市内の各地区に15館の公民館と1分館(上荻野分館)があります。公民館事業として、学級講座の開設、文化振興事業、スポーツ、レクリエーション事業等の開催、コミュニティづくり推進事業、公民館まつり等を行い、生涯学習及び地域づくりの拠点として非常に大きな役割を果たしています。

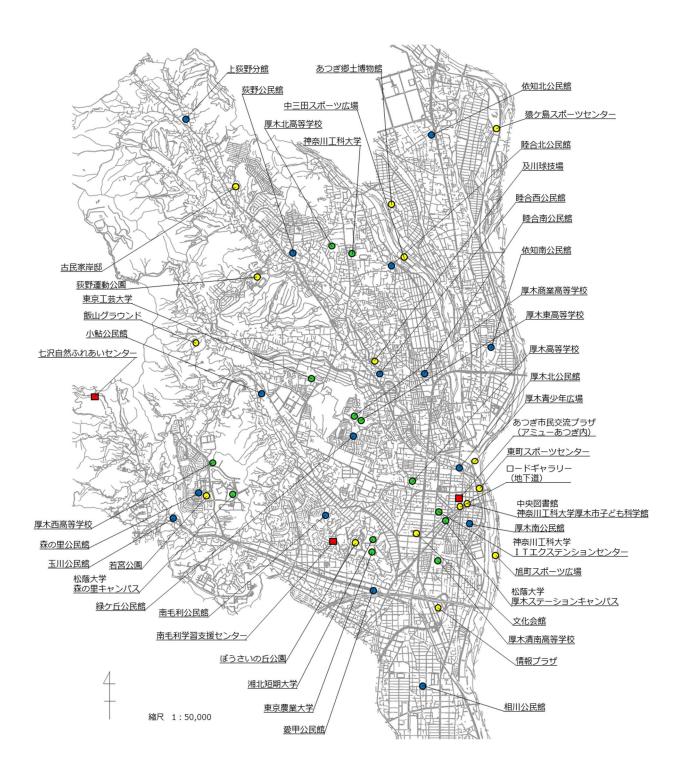
市立小・中学校では、体育館、夜間照明施設を設置している校庭を開放しており、自主的な活動が活発に行われています。

また、各地域における高齢者の教養向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進するための施設である老人憩の家が42箇所あります。また、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設である児童館が38館あり、そのうち10箇所が老人憩の家と児童館との複合施設であることから、幅広い世代の交流の場所となっています。また、3館が児童館と公民館との複合施設となっており、生涯学習の場所として重要な役割を果たしています。



厚木南公民館

■ 市内における生涯学習に関する施設等の位置図



9 国、県の動向

(1)国の動向

平成18年に約60年ぶりに教育基本法が改正され、教育の目標、家庭教育、社会教育、学校、家庭及び地域住民等の連携協力など、生涯学習や社会教育関係の規定が盛り込まれ、充実が図られました。この改正により、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない。」と定められました。

平成20年には中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、新しい時代に対応し自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習の振興、社会教育の重要性が位置付けられました。

今後の生涯学習の振興方策について、個人要望や社会の要請から一人一人の生涯を通じた学習の支援により、その学習成果を活用すれば社会全体の教育力が高まり、新たな学習の需要が起こる知の循環型社会の構築が必要であるとされています。

平成25年に策定された第2期教育振興基本計画では、我が国の危機回避に向け、社会を生き抜く力の養成を始めとした教育行政の四つの基本的方向性が示され、今後の社会の方向性として、「自立」、「協働」、「創造」の三つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を目指すことになりました。

平成30年に策定された第3期教育振興基本計画の「今後の教育政策に関する基本的な方針」では、生涯学習に関係する目標として、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、職業に必要な知識やスキルを身に付けるための社会人の学び直しの推進、障がい者の生涯学習の推進が挙げられ、生涯学び活躍できる環境を整えていくことの必要性が示されています。

(2) 県の動向

平成18年に神奈川県生涯学習審議会報告「生涯学習社会かながわの方向性」では、かながわ生涯学習推進構想の見直しをテーマに生涯学習社会づくりの方向性について検討されました。家庭教育、青少年教育の充実、社会人等における働くことの充実、社会参加活動の充実の三つの視点により、様々な支援や取組の基盤といえる新しいつながりをつくるために、学びを通した新しいつながりの構築が今後取り組むべき施策として提言されました。

平成20年に神奈川県生涯学習審議会報告「これからの超高齢化社会に向けた生涯学習支援について考える」においては、「団塊の世代と呼ばれる方々が、退職後も生き生きとした生活を送るための生涯学習支援を考えることが、今後到来する超高齢社会のモデルケースになるであろう」として、地域に根ざした主体的な学びを支援すること(学習者に対する支援)と、学びが循環する地域づくりを支援すること(地域づくりに対する支援)の二つの観点からあるべき姿が提案されました。

平成24年には、かながわグランドデザインとして、令和7年(2025年)を展望して神奈川の将来像や政策の基本方向を示した、かながわグランドデザイン基本構想が策定されました。政策の基本方向における教育、子育て分野では、「時代や社会の変化に対応した学びの推進を図るため、一人一人の学習意欲と多様なニーズに対応した生涯学習の機会の充実を図ります。」と位置付けられました。また、平成19年に策定し令和元年に一部改訂した、かながわ教育ビジョンでは、家庭・学校・社会へと続く成長の過程で、様々な人々がその役割と責任を自覚して人づくりに関わり、協働と連携で進めることのできる教育ビジョンを目指しています。

10 現状と課題

(1) 基本方針1:生涯学習活動の充実

基本施策1:多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供に努めます

基本施策2:さまざまな学びを支援します

基本施策3:ライフステージ⁷に応じた生涯学習の推進を図ります

現状

誰もが気軽に生涯学習活動に参加できるよう多くの学習機会を提供することや、継続して生涯学習に取り組めるよう、市民ニーズを把握した学習機会の提供に努めてきました。さらに、生涯学習に参加する幅広い世代の市民を対象に、それぞれのライフステージ⁷に応じた学習機会を提供してきました。

課題

これまで多くの学習機会を提供してきましたが、参加者の年代については高齢者の固定化やリピーターが多く、子どもや社会人の参加が少ないという課題が挙げられます。今後は、これらの参加が少ない世代に向けた魅力的な講座を展開することが必要になります。前述の市民意識調査の結果【図表 4】では、「参加したい講座等がない」という意見が多数あったことから、これらの世代の二ーズを的確に把握し、生涯学習活動に親しんでもらうことが重要です。また、地域の課題解決につながるような学習への関心が低い傾向にあるため、活動を促す必要があります。さらに、生涯学習活動に参加する上で支障になることを聴いた前述の市民意識調査の結果【図表 4】では、「参加する時間がない」という意見が多数あり、それぞれの生活様式により、活動できる時間や場所等が限られてしまうことから、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動が行える学習機会を推進していくことが必要です。

⁷ 年齢に伴って変化する生活段階をいいます。 就学、就職、 結婚、出産、子育て、リタイアなどのライフイベントを経 過しながら、それぞれのステージで家族構成や家計などが変わりますので、この変化を想定した人生設計が提唱されてい ます。

(2) 基本方針2:生涯学習社会の実現に向けた環境整備

基本施策1:総合的な学習情報の提供に努めます

基本施策2:教育機関等との連携による学習機会の提供に努めます 基本施策3:課題やニーズに応じた学習環境の整備・充実を図ります

現状

多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、市や大学、高校などの教育機関、生涯学習に関係する団体等と連携、協働し、様々な学習機会や情報提供に努めてきました。また、本市の生涯学習活動の拠点施設であるあつぎ市民交流プラザが完成し、拠点性が市民に定着していることや、各地域の社会教育施設である公民館が整備され、多くの学習活動が行われています。

課題

前述の市民意識調査結果【図表4】では「学習機会に関する情報がない」という意見が多くありました。それに加え、前述の生涯学習推進計画に係る意向調査【図表6】では「厚木市のホームページで生涯学習情報を充実させる」という意見が多くあったため、インターネットを活用した効果的な情報発信を行う必要があります。さらに、本市の特徴である五つの大学が立地しているという利点をいかした更なる取組の推進や、豊かな自然を活用した学習機会を更に推進することが必要です。

(3) 基本方針3:生涯学習をいかしたまちづくりの推進

基本施策1:生涯学習の拠点づくりを推進します

基本施策2:地域資源の活用による学習機会の提供に努めます

基本施策3:学習成果をいかす環境づくりに努めます

現状

多様化する学習ニーズに対応するため、大学や高校で市民向けの学習講座を開講するなど、地域資源を活用した学習機会を提供してきました。また、市民が学習活動を通じて絆を形成することにより、コミュニティへの参画や地域課題への取組、学習成果をまちづくりなどに活用する環境づくりを推進してきました。

課題

市民が日々の生活で困っていることを話し合い、その解決方法を考える取組は生涯学習になることから、様々な活動に参加して得られた知識や技術を地域に持ち帰って、地域に役立てられるようなまちづくりにつながる取組が必要です。

また、現状の生涯学習活動は、受動的で自己完結型の学習形態が多いため、 学習した成果を発表し受講者間で共有できるような仕組みづくりも必要で す。

11 重点課題

本市では、平成27年度に第2次推進計画第2期基本計画を策定し、基本理念に掲げた「だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長する元気なまち」を実現するため、様々な事業を展開してきました。令和2年度をもって同計画の計画期間が満了することから、基本計画の取組状況を検証する総括を行うとともに、市民満足度調査、市民意識調査、生涯学習推進計画に係る意向調査及び厚木市生涯学習推進会議からの答申等から、市民意見を把握しました。

以上のことから、生涯学習は、あらゆる世代の市民が気軽に学習できるよう「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも」参加できる環境整備を充実させていくことが求められており、現状と課題から三つの重点課題を導き出しました。

(1)活動時間の不足と感染症の影響

生涯学習活動に参加する上で支障になることを聴いた前述の市民意識調査結果【図表4】では、33.9%が「参加する時間がない」と答えており生涯学習活動を行う上での課題となっています。人々の生活様式や価値観が多様化したことで、生涯学習活動に充てることができる時間が限られてしまいます。また、活動場所への移動時間も有効に使いたいという状況も見受けられます。その他、新型コロナウイルス感染症の影響で対面講座の実現が困難になることや、受講者の人数が制限されるなどの影響が出ています。

こうしたことから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習活動が行える機会を充実していく必要があります。

(2)参加者の年代の固定化

生涯学習に関する講座、イベントの実施状況や、生涯学習関連施策調査の結果【図表8】から、未就学や青少年を対象にした講座やイベントが相対的に少ない結果となっていることが分かります。また、成人以上を対象にした講座やイベントに参加した方の傾向としては、高齢者の割合が多く特定の参加者に固定化されていることが課題となっております。あつぎ協働大学受講者の平均年齢は、70歳前後でリピーターが多いという傾向があります。

このようなことから、高齢者の固定化しているリピーターには、別の 生涯学習活動を紹介し活動の幅を広げる必要があります。また、子ども や社会人の参加が少ない方々に向けた魅力的な講座を充実させる必要が あります。

(3) まちづくりにつながる生涯学習活動の充実

厚木市生涯学習推進会議から、「生涯学習講座を受講した者が、学んだ成果をいかしながら、地域をサポートできる仕組みが必要であり、まちづくりにつながるような生涯学習施策を進めるよう努められたい。」という答申が出されています。

こうしたことから、学習した知識や経験の成果をいかし、地域での日常生活で役立てられるようなまちづくりにつながる学習活動を推進する必要があります。

第3章 計画の考え方

1 基本理念

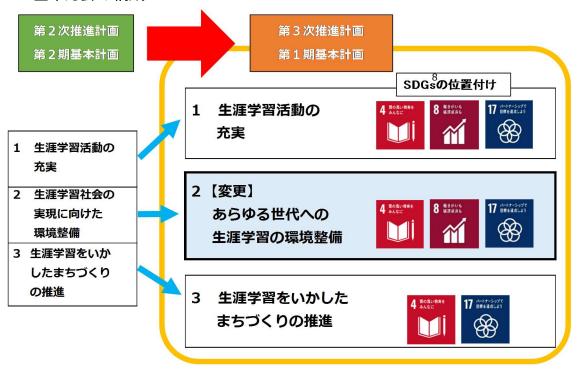
だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長する元気なまち

基本理念は、文化、スポーツ、社会教育等の多くの生涯学習活動を包括できる目標として、市民の誰もが希望を持って暮らすことができるよう、平成21年度に策定した第2次推進計画から一貫して掲げ続け継承します。

2 基本方針

基本方針は三つの方針で構成し、第2次推進計画第2期基本計画の「基本方針2」であった「生涯学習社会の実現に向けた環境整備」を、子どもから高齢者までのあらゆる世代が気軽に学習できるよう環境整備を行うため、「あらゆる世代への生涯学習の環境整備」に変更しました。「基本方針1」の「生涯学習活動の充実」、「基本方針3」の「生涯学習をいかしたまちづくりの推進」の二つの方針については、今後も引き続き、位置付けて計画的に取り組んでいきます。また、第3次推進計画第1期基本計画では、SDGs⁸の目標を取り入れ、講座参加者の偏りの解消や社会人の増加を目指し、学びやすく気軽に学習できるような環境整備を推進します。

■ 基本方針の構成



基本方針1







生涯学習活動の充実

人生100年時代に対応するため、市民一人一人が必要としている学習内容を、生涯を通じて学び自ら人生設計し、活躍できるよう支援します。そのためには、多様な学習ニーズをしっかりと把握し、市民が生涯を通じて学ぶことができる機会を提供することで、学びへのきっかけづくりや、学び直しができ、いつまでも学び続けられる魅力ある生涯学習活動を推進します。

基本方針 2







あらゆる世代への生涯学習の環境整備

国の教育振興基本計画においては、社会人の学び直しや障がい者の生涯学習の推進が位置付けられています。本市でも、子どもから高齢者までの全ての人が、生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学び続けることができるように取り組める環境づくりを推進します。

余暇時間が限られている社会人にも生涯学習に取り組める機会を創出し、気軽に参加できる環境づくりや多くの人が行きやすい会場での開催に努めると同時に、より効果的な情報発信に努めます。また、多様な学習ニーズに対応するため、大学などの教育機関や企業等との協働による生涯学習機会の提供や、感染症への対策として、新たな手法による学習機会の提供を推進します。

基本方針3

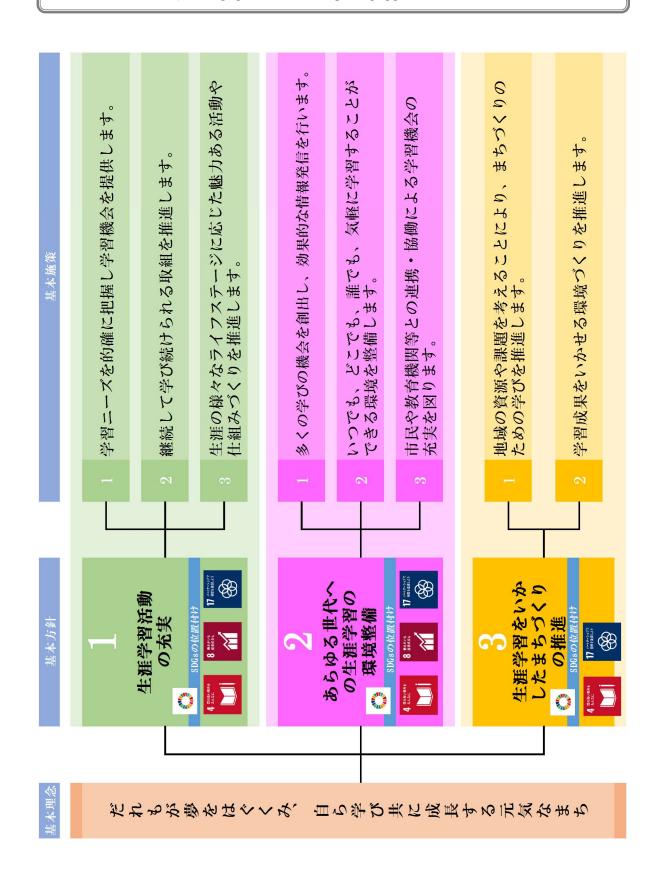




生涯学習をいかしたまちづく<u>りの推進</u>

生涯学習活動を通じて学んだことを地域住民との協働により、共にまちづくりを考える仕組みを推進するとともに、これらをまちづくりに活用するため、市民が主体となり、地域課題の解決に向け積極的に活動できる体制を整備します。また、生涯学習活動に参加した方が学んだ知識や経験を発表することや、他の学習者を支援できる仕組みづくりを推進します。

3 第3次推進計画第1期基本計画体系図



■ SDGs⁹の考えを取り入れた取組

第 3 次推進計画の基本理念で掲げた「だれもが夢をはぐくみ、自ら学び共に成長する元気なまち」を実現するため、 $SDGs^9$ の17の国際目標のうち、「4.質の高い教育をみんなに」、「8.働きがいも経済成長も」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」を生涯学習の推進に積極的に取り組んでいくものとしました。 $SDGs^9$ は発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、政府や地方公共団体、民間企業等が積極的に取り組んでいます。

第3次推進計画では、生涯学習関連事業を実施するに当たり、SDGs⁹に掲げられた目標を施策体系に位置付け、「誰も置き去りにしない」社会の実現を意識して事業を展開していきます。

4. 質の高い教育をみんなに

全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク¹⁰)を促進する。



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ 11 を活性化する。



^{9 1}ページ脚注参照

 $^{^{10}}$ 2009年に国際労働機関総会において 21世紀の国際労働機関 (ILO) の目標として提案され支持されました。ディーセントには、きちんとした、まともな、適正なといった意味があります。

¹¹ 地球規模の協力関係で、世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携することを示します。

4 基本施策

基本方針1 生涯学習活動の充実

基本施策1 学習ニーズを的確に把握し学習機会を提供します。

生涯学習活動に参加する市民の年代は、子どもから高齢者まで幅広く、一人一人が求めている学習ニーズは多様であるため、それぞれの年代が求めている学習内容を把握し、魅力ある新規事業の実現や様々な学習機会を提供します。学習ニーズの把握には様々な意見を聴取する必要があり、多くの手段を駆使して、参加者の満足度や他に求めている講座内容等を的確に把握します。

主な取組例

(1) 市民ニーズに応じた学習機会の提供

市民が自己の意思に基づいて継続的に学習活動を行い、暮らしの中で生きがいを感じ、豊かな生活を送ることを支援していくため、学習ニーズに応えるとともに魅力ある新規事業を実現します。

(2) 講座、イベント終了後の振り返り

講座やイベントを実施する際には、アンケートの検証、改善による効果的な 運営を行います。また、市民との意見交換会を行いニーズ把握に努めます。

(3)公共施設の有効活用

生涯学習の拠点施設である、あつぎ市民交流プラザを有効活用し、市民の生涯学習ニーズの把握や情報発信を行います。

(4) 新たな情報発信ツールの活用

利用者が多いソーシャルメディア¹²等のツールを積極的に活用し、生涯学習活動にあまり参加していない若年層からの学習ニーズを把握します。

(5) 大学と連携、協働した魅力ある学習機会の提供

市内にある五つの大学は、工学、農業といった専門にしている分野が異なる ため、その特徴をいかした魅力的な学習機会を提供します。

¹² 誰もが参加できる双方向発信のメディアの総称であり、情報の発信者と受信者がつながっていることでコミュニケーションが飛躍的に広がります。

基本施策2 継続して学び続けられる取組を推進します。

これまでの生涯学習活動は、受動的で自己完結型の講座形態が多くありました。いつまでも継続して学び続けていくため、学習後に受講生同士が進んでサークルを結成できる活動を充実します。

また、地域における継続した学習を推進するため、公民館と連携して地域 課題のニーズ把握を行うことや、いつまでも学び続けられる取組を推進しま す。

主な取組例

(1) 学びのきっかけ作りとなる機会を創出

多種多様な講座を実施している輝き厚木塾などを学習のきっかけとするため、多くの市民が参加できるような体制を整えます。

(2) 自主的な活動を支援

自主的な活動を促すため、市民からの相談連絡体制を充実させるとともに、 学習講座の修了後には、継続して学習していただくための、サークル結成など に関する手順書を配布します。

(3)公民館等と連携した地域課題の把握

地域住民が直面している課題や問題は、地域により実情が異なるため、その 地域のことを最もよく知る住民が主体となり、解決に向けて取り組むことが必 要です。また、地域の拠点施設である公民館と連携し、地域課題を把握するた めの取組を推進します。

基本施策3

拡充

生涯の様々なライフステージ¹³に応じた魅力ある活動や 仕組みづくりを推進します。

生涯学習は自身の年齢に関係なく行うことができ、求められる内容や活動時間などがそれぞれ異なります。就学、就職、結婚、子育て、リタイアなどのライフステージ ¹³ に応じて、まとめた講座を体験し、生活に活用できる仕組みづくりを推進します。

主な取組例

(1)ライフステージ¹³に応じた学習機会の提供

ライフステージ¹³に応じた幅広いジャンルの学習機会を提供するため、年代別に関連がある講座をまとめ、対象となる年代別に効果的に情報発信し、生活に活用できるような仕組みづくりを推進します。

(2)子どもが育つための学びの支援

保護者に対する子育て支援や講座などを通じて、乳幼児教育を推進します。 また、学校教育においては、生涯にわたって学習する基盤を培えるよう、各小・中学校の教育活動を支援します。家庭教育についても、各種講座の実施や情報提供を充実させます。

(3) 青少年が社会参加するための学びの支援

自ら考え行動し問題解決する力や、自立した一人の人間としての力など、人間として成長するために、必要な青少年活動の充実や、就業体験、ボランティア活動等を通じて総合的に成長できるような支援や学習講座などを行います。

(4) 高齢者に向けた更なる学習機会の提供

講座やサークル活動等には高齢者の参加が多いことから、自らの生きがいづくりや健康増進につながる活動を推進します。また、ボランティア活動などの市民活動に参加している高齢者の活動を充実させる取組を推進します。

(5) 社会人に向けた魅力発信

生涯学習活動の参加者が少ない社会人に向けては、限りある余暇時間を生涯 学習に充てようと思える魅力ある講座や、就業活動やスキルアップなどのため 働きながら学び直しができる取組を推進します。

^{13 24}ページ脚注参照

基本方針 2 あらゆる世代への生涯学習の環境整備

基本施策1 多くの学びの機会を創出し、効果的な情報発信を 行います。

生涯学習活動に親しんでもらうには、多くの魅力ある講座やイベントを創出し、あらゆる世代に向けた効果的な情報発信を行います。また、行政主導型の講座やイベントでは内容や開催数などに限りが生じてしまうため、市民や関係機関との連携、協働により、多くの学びの機会を創出します。

主な取組例

(1) 市民や大学等の関係機関との協働事業の推進

生涯学習活動があまり行われていない世代に向け、学びの機会を充実させる ため、輝き厚木塾やあつぎ協働大学など、市民や大学等の関係機関と連携、協 働する講座等を充実させ、様々な魅力ある講座を開講します。

(2) あらゆる世代への効果的な情報発信

広報紙や、講座やイベントの情報発信を行うシステムである厚木市講座予約 システムを運用し、様々な媒体を活用した情報発信を行います。また、利用者 が多いソーシャルメディア¹⁴等のインターネットの情報発信ツールを積極的 に活用し、生涯学習活動への参加が少ない若年層を中心に情報発信を行います。

(3) 次世代への育成支援の推進

高齢者がこれまで培ってきた知識や技能、伝統や文化を若い世代に伝え継ぐ ことを推進します。また、同世代同士の仲間づくりだけでなく、世代を超えた 市民が接する機会を作り、交流を深める活動を推進します。

^{14 32}ページ脚注参照

基本施策2 いつでも、どこでも、誰でも、気軽に学習することが できる環境を整備します。

拡充

年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、子どもから高齢 者までの誰もが生涯にわたり気軽に学び続けていけるよう、充実した学習環 境を整備する必要があります。

学習活動に参加することが難しい方々が学習活動に気軽に参加できるよ う、自宅や外出先などの好きな場所で学習できる仕組みづくりを推進します。

主な取組例

(1) 誰もが参加しやすい学習環境づくり

市民の誰もが気軽に学習できることが、生涯学習活動を考える上での重要な 要素となるため、誰もが学びやすい環境を整備します。参加しやすい環境づく りとして、時間帯、曜日、開催場所の条件を工夫するなど、生涯学習活動に参 加する際のバリアフリー¹⁵の取組を推進します。

(2) オンライン¹⁶講座の推進

いつでも、どこでも学習できる仕組みとして、自宅や外出先などの好きな場 所でスマートフォンやタブレット端末を活用し、学習できるオンライン¹⁶講座 を推進します。普及に向けては、大学等の関係機関と調査、研究し、従来の対 面式講座では受講できない方の学習機会を創出します。

(3) いつまでも学び直しができる学習環境の充実

大学、高校等の関係機関と連携、協働し、学ぶことができなかった授業など の学び直しや、就労しながら役立つスキルや知識を身に付け、就労支援につな がる取組を推進します。

(4)参加型、体験型の講座の充実

教室で話を聞くだけの講座ではなく、参加型、体験型の生涯学習講座を充実 させます。また、市や企業等の取組を紹介する講座についても、現地で受講し て体験活動が行えるような内容を研究します。

(5) 生涯スポーツの支援体制の充実

スポーツ、レクリエーション活動などを生活の一部として捉え、生涯にわた り活動していくため、誰もが気軽に参加できる環境づくりや、指導者の充実を 図り、健康な生活を営んでいくための活動を推進します。

¹⁵ 内閣府のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱では、「物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的な すべての障壁に対処するという考え方」をいいます。

¹⁶ インターネットに接続されていてサービスの享受が可能な状態を示します。

基本施策3 市民や教育機関等との連携・協働による学習機会の充実 を図ります。

本市の生涯学習活動の拠点施設は、あつぎ市民交流プラザが担っており、加えて、社会教育施設である各公民館等においても多くの生涯学習活動が行われており、更なる充実が必要になります。

また、本市の特色である五つの大学を始めとした教育機関や市民講師等と連携、協働し、学習機会を充実します。

主な取組例

(1) 大学、高校等の高等教育機関の専門性をいかした取組

市民は質の高い学習内容を求めているため、大学や高校等の高等教育機関と連携、協働し、専門的な学習内容を提供するあつぎ協働大学等の充実を図ります。

(2) 身近な学習施設の充実

公民館等の市内公共施設や大学、高校等と更なる連携を図り、それぞれの教育機能を活用し、市民の学習活動を支援できる取組を推進します。

(3) 市民が講師や指導者として活躍する機会を提供

市民が講師となり活躍する輝き厚木塾を充実させるほか、指導者として登録された市民を、学習活動が行われている場所に派遣する仕組みの生涯学習に関する人材バンクの設立を検討します。

基本方針3 生涯学習をいかしたまちづくりの推進

基本施策1 地域の資源や課題を考えることにより、まちづくりの ための学びを推進します。

地域を良くするためには地域住民との協働により、課題や解決方法といっ たまちづくりを考えるための生涯学習活動を行う必要があります。地域の課 題を把握し、解決に向けた話し合いを行うことがまちづくりを考える生涯学 習であるため、広く市民に周知しながら活動を推進します。

主な取組例

(1)地域住民と課題を考える機会の創出

地域住民が身近にある課題や問題の解決方法を考えることは、生涯学習活動 の第一歩となり、まちづくり活動にもなります。地域ごとに課題や問題は異な りますので、それぞれの地域での活動に役立つよう学習機会を検討します。ま た、行政側から把握している課題を地域に示し、ワークショップ¹⁷やアンケー ト等を行い、課題と問題を把握して解決方法を考える什組みを検討します。

(2) 学習成果の活用

まちづくりは地域の人々の参加によって支えられています。地域に住む多く の人が活躍できるよう、地域ごとの課題解決に向けたまちづくり講座等を開催 し、学習できる仕組みづくりや、これまで学んできた成果を地域で発表や実践 できるよう調査、研究します。

(3) ボランティア活動の推進

ボランティア活動への理解や参加のきっかけづくり、地域におけるボランテ ィア活動の活性化のため、情報の収集や提供の充実に努めます。また、市民の ボランティア講師であるあつぎ牛涯学習リーダーの養成を推進します。

¹⁷ 学びや創造、問題解決やトレーニングの手法です。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場面で、ファシ リテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態が主流となっています。

基本施策2 学習成果をいかせる環境づくりを推進します。

課題解決の意識や学習成果の活用等の考え方を持ち、進んで学習することを促し、学習成果を発表する機会を提供するような仕組みが必要となります。 また、行政側から市民生活に関係する学習講座等を積極的に提供し、学んだ成果を地域内のまちづくりにつなげられる学習機会を提供します。

主な取組例

(1) 学習成果活用の促進

生涯学習活動を通じて学んだ成果を、他の学習者へ伝達し地域活動の中でいかすことは非常に有意義です。自らも学ぶと同時に、学習成果を社会に還元し共有して補うことは、生涯学習活動を推進していく上で大切な考え方となります。そのため、学習活動が完了した受講生が教える立場にステップアップできるような環境を充実させます。

(2) 学んだ成果をまちづくりの推進につなげる取組を推進

地域の課題解決に向けた学習が行われた際には、行政側から解決方法について可能な限りのアドバイスを行うことや、学習成果を実践、活用できるよう、不足している部分を補える取組についても推進します。

(3) ボランティア活動や地域コーディネーターの充実

学んだことを地域貢献やボランティア活動につなげるため、あつぎ協働大学の実践科目¹⁸を有効に活用します。また、地域で活動する個人や団体のネットワークをつなぎ広げて地域活動を支える、コーディネーター能力を有する人材の育成を図ります。地域活動を行うには、行政の仕事を理解することが望ましいので、取組を紹介する生涯学習出前講座を推進します。

^{18 15}ページ脚注参照

第4章 推進体制

1 推進体制

(1) 市民講師等との連携

市民自らが講師となり、自主的に講座を企画、運営する輝き厚木塾の講師を養成するあつぎ生涯学習リーダー養成講座を開講し、講師により結成したあつぎ生涯学習リーダー会との連携を強化し、様々な学習機会を充実させ施策の推進を図ります。

(2) 大学や企業等の関係機関との連携

市内大学や企業と連携して実施している、あつぎ協働大学を始めとして、 それぞれの特色をいかした専門性の高い講座や子ども向けの講座を充実 させ、様々な学習機会を提供します。他にも国、県、近隣市町村等の関係 機関や、庁内横断的な取組を行い、多くの学習機会の創出を図ります。

(3) 厚木市生涯学習推進会議との連携

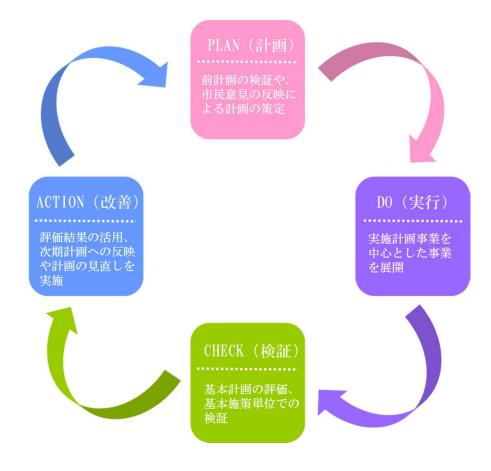
多様な学習ニーズに対応するためには、総合的に施策を展開することが不可欠です。そのため、厚木市生涯学習推進会議を設置し、生涯学習の専門的な視点から、生涯学習事業の点検等を受け、今後の施策運営に反映させ、効果的、効率的な運営を図ります。

なお、本会議における会議内容等については、広く市民に対し、随時、 厚木市ホームページや市政情報コーナーへの掲出等で公表します。

2 進行管理

計画の効果的、効率的な進行管理をするため、PDCAサイクル¹⁹を用いて 評価や総括を行い、計画の見直しや次期計画に反映します。

生涯学習施策の実効性を上げていくためには、個々の事業について、点検や 目標指標等に対する検証、評価を行い、常に改善を検討していきます。



_

¹⁹ PLAN (計画)、DO (実行)、CHECK (検証)、ACTION (改善) の頭文字を並べた言葉で、活動を行う上で、目標を設定した PLAN (計画) に基づき、それを実施するために事務事業を DO (実行) し、事務事業の成果を測定し CHECK (検証) することにより、事務事業の ACTION (改善) を図る一連の流れです。

資料編

1 第3次厚木市生涯学習推進計画の策定について(諮問)

令和2年9月18日

厚木市生涯学習推進会議 会長 遠 藤 勝 様

厚木市長 小林 常良

第3次厚木市生涯学習推進計画の策定について(諮問)

厚木市生涯学習推進計画基本計画の策定について、次のとおり諮問します。

1 諮問事項第3次厚木市生涯学習推進計画の策定について

2 諮問理由

厚木市附属機関の設置に関する条例第2条第1項別表(第2条関係)中、設置目的として「生涯学習の推進について、市長の諮問に応じて調査審議」という規定に基づき諮問するものです。

担 当 厚木市協働安全部文化生涯学習課 電 話(046)225-2512(直通)

2 第3次厚木市生涯学習推進計画の策定について(答申)

令和2年9月25日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市生涯学習推進会議 会長 遠 藤 勝

第3次厚木市生涯学習推進計画の策定について(答申)

令和2年9月18日付で諮問のありました第3次厚木市生涯学習推進計画 を策定することについて、慎重に審議をした結果、別紙のとおり答申いた します。 平成21年度から令和2年度までの12年間を計画期間とした第2次厚木市生涯学習推進計画では、学習機会や学習基盤の充実と多様化、市民の相互交流を支援し、活力ある地域づくりと人づくりを目指すために様々な施策に取組を進めている。

人生100年時代に向けて、子どもから高齢者まで全ての人に活躍の機会が生まれ、 それぞれの余暇時間を充実させるために、いつまでも継続して学び続ける生涯学習 を充実させることが求められている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に より、日常生活は大きく変わり、生涯学習の分野においては講座の開催が制限され るなどの大きな影響があり、学習方法の転換期を迎えている。

生涯学習は、その理念において、人々が自己の人格を磨き、心豊かな人生を送ることができるよう、生涯の様々な機会や場所において、自由に学習機会を選択して行うものであるとされており、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められている。今後の社会情勢の変化に柔軟に対応し、すべての市民が生涯学習に親しめる仕組みづくりに努められたい。

示された計画策定の案は、これまで行ってきた取組内容の総括や市民に対する各種調査結果から市民の声を捉えた中で、今後の生涯学習活動の方向性が示されており、適切であると判断した。

今後、実施される予定のパブリックコメントの意見も踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められたい。

本答申は、委員からの提起された意見に基づき、本会議の総意としてまとめたものである。計画の推進に当たり、特に次の項目に配慮されたい。

- 1 魅力ある学習講座の実現のため、講座後にアンケートを実施するなど、市民の 学習ニーズを常に把握し、講座の改善や充実に努められたい。
- 2 広報あつぎやホームページを始め、様々な媒体を活用するなど、市民が生涯学習の情報を手軽に得ることができるように、情報発信の方法や機会にさらなる工夫をされたい。
- 3 年齢により変化する市民のライフステージに応じた学習提供ができるよう、講座に工夫を凝らすよう努められたい。
- 4 生涯学習講座を受講した者が、学んだ成果をいかす場として公民館を活用し、 連携しながら、地域をサポートできる仕組みが必要であり、まちづくりにつなが るような生涯学習施策を進めるよう努められたい。
- 5 普段、仕事や家事のために時間に制約のある市民などのためにインターネット を利用した講座を始めとする新たな手法の導入に努められたい。一方で、パソコ ンやスマートフォンを所有していない市民もいるので、従来からの対面式の講座 などもその重要性を十分踏まえた取組が必要である。
- 6 厚木市の特徴でもある自然をいかした生涯学習を取り入れるよう努められたい。
- 7 計画書の作成においては、専門用語に注釈を加えるなど、市民にとって分かり やすい構成となるよう努められたい。

3 厚木市生涯学習推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)に基づき設置された厚木市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。) の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 厚木市生涯学習推進計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) その他生涯学習の推進に関すること。

(委員)

- 第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 関係団体の代表
 - (3) 学識経験者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。
- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

- 第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見 若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。 (秘密の保持)
- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、生涯学習主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会 長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に推進会議に相当する合議体(以下「従前の合議体」 という。)の委員である者は、この規則の施行の日に、第3条の規定により推進 会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱された ものとみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日における従前 の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 第5条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に従前の合議体の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、同条の規定により推進会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

4 厚木市生涯学習推進会議名簿

(敬称略)

No.	役 職	氏 名	選任区分詳細	選出理由
1	会長	えんどう まさる 遠藤 勝	厚木北公民 館地区館長	厚木市生涯学習推進会議規則第3条第2号の規定により、公民館地区館長として地域の生涯学習について優れた見識を有しており、関係団体を代表する者として選任
2	副会長	まえがしら ななえ 前頭 七恵	厚木市社会 教育委員会 議副議長	厚木市生涯学習推進会議規則第3条第3号の規定により、社会教育委員として生涯学習について優れた見識を有する学識経験者として選任
3	委員	とくだ かつひこ 徳田 勝彦	厚木市青少 年健全育成 会連絡協議 会	厚木市生涯学習推進会議規則第3条第2号の規定により、青少年の健全育成について優れた見識を有しており、関係団体を代表する者として選任
4	委員	みやた てるゆき 宮田 輝幸	厚木市地区 体育振興会 長連絡協議 会副会長	厚木市生涯学習推進会議規則第3条第2号の規定により、体育の振興について優れた見識を有しており、関係団体を代表する者として選任
5	委員	くまがい さちこ 熊谷 祥子	公募市民	厚木市生涯学習推進会議規則第 3 条第 1号の規定により、公募による市民と して選任
6	委員	はらだ ひろみ 原田 浩美	公募市民	厚木市生涯学習推進会議規則第 3 条第 1号の規定により、公募による市民と して選任
7	委員	おざわ かずひと 小沢 一仁	東京工芸 大学工学部 准教授	厚木市生涯学習推進会議規則第3条第3号の規定により、東京工芸大学准教授として生涯学習について優れた見識を有する学識経験者として選任
8	委員	えんどう かずこ 遠藤 和子	厚木市地域 婦人団体連 絡協議会	厚木市生涯学習推進会議規則第3条第2号の規定により、女性団体の代表であり、女性の視点で生涯学習に関する意見を得るため、関係団体を代表する者として選任

第3次厚木市生涯学習推進計画第1期基本計画 令和3年3月発行

発 行 厚木市

編 集 厚木市 協働安全部 文化生涯学習課

〒243-8511 厚木市中町 3丁目 17 番 17 号

電 話 046 (225) 2512 (直通)

FAX 046 (225) 3130

U R L http://www.city.kanagawa.jp/ E-mail 0350@city.atsugi.kanagawa.jp